

豊田ラグビースクール 規約

第1条（名称と所在地）

本スクールは、豊田ラグビースクール（以下本スクール）と称し、（財）豊田市スポーツ協会に所属する（後援：愛知県ラグビーフットボール協会、豊田市ラグビーフットボール協会）。所在は代表者指定の場所に置く。

第2条（設立）

1977年4月1日

本スクールは、1977年トヨタ自動車ラグビー部OBのラグビーをこよなく愛する先輩により発足され、ラグビー部OBとラグビー愛好家を指導員とする。

第3条（目的）

本スクールは、ラグビーを通して

1. あいさつができ、元気に走れるようになろう！
2. 大人の話をしっかり聞けるようになろう！
3. 多くの友達ができるようになろう！

をモットーに明日のラグーマン、ウーマンを育むことを目的とする。

第4条（入校資格）

本スクールの目的に賛同する幼児から中学生。

第5条（入校手続き）

本スクールに入校を希望する者は、規定の入校申込書に記入し、事務局に提出する事。

第6条（選手登録）

所属選手は日本ラグビーフットボール協会の選手登録において豊田ラグビースクールとして選手登録を行う。他チームとの重複登録は可能。但し公式戦及びそれに準ずる大会、試合は正登録チームでの出場とする。

第7条（年会費）

入校者は、入校時に年会費を事務局に支払う。

4月～9月入校：幼児～小学3年生 12,000円/小学4年生～中学生 20,000円

10月～12月入校：幼児～小学3年生 6,000円/小学4年生～中学生 10,000円

本入校までに体験入校期間は無料（但し、保険加入なし）。

一旦、納入した年会費は、原則として返還されない。

第8条（練習日及び時間）

練習日、時間については、本スクールが定めた年間スケジュールによる。やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間などを変更または、中止することがある。その場合は、事前に通知する。

第9条（事故の責任）

1. スクール生は、本スクールが指定するスポーツ障害保険に必ず加入するものとする。
2. スクール生は、本スクールが行い参加する練習、試合及び合宿並びにこれらに付随する活動において、盗難、傷害その他の事故が起こっても、本スクール及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

第10条（個人情報の取り扱い）

本スクールは、法令を遵守し、活動風景を撮影した写真及び映像を本スクールのホームページ、その他プロモーションに使用する場合がある。

第11条（事務局組織）

校長	1名
事務局長（総務）	1名
中学生担当	1名
小学生担当	1名
会計	1名

を基本とし、その他校長が必要と認める役員 若干名。

第12条（定時総会）

毎年、閉校式に定時総会を開催し、多数決をもって、会計、運営方針、代表選出などの決議を行う。

第13条（代表者の選出）

代表者である校長は、事務局定時総会での過半数の賛成により選出される。任期は1年とするが、再任を妨げない。

第14条（役員を選出）

校長以外の役員は、事務局、コーチの推薦により選任する。
事務局役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
事務局に欠員が生じた時は、事務局、コーチの推薦により、それを補充するものとする。

第15条（会計）

本スクールの会計は、会費、寄付金、補助金、その他の収入によって支弁する。会費については第7条に定める。

第16条（会計年度）

本スクールの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第17条（事務局組織）

校長は、第12条に定める定時総会において当年度の事業報告を行い、計算書類の承認を受けなければならない。

第18条（細則）

本規約に定めない事項および運営上必要な細則は、本スクールが別に定めることができる。

第19条（発行）

1. 本規約は、2021年4月1日より発行する。
2. 本規約は、2024年4月1日より一部改正し施行する。